

## 社会科学研究科院生読書室ロッカー使用規則

14号館9階院生読書室（946室）内のロッカー使用について以下のとおり定める。

1. ロッカー貸与対象者は社会科学研究科修士課程および博士後期課程在籍の正規学生とする。
2. 貸与希望者は毎年度初め先着順による登録を行い社会科学研究科指定のロッカーを使用する。
3. 貸与期間は4月1日～翌年3月25日までの1年間とする。  
(ただし使用登録時の申し出により同一課程在学中における継続使用を認める。)
4. ロッカー使用者はロッカーの施錠、鍵の保管等使用上必要な管理を行うものとする。収容物の盗難、紛失、破損等について社会科学研究科は賠償の責任を負わない。
5. ロッカー使用者は、本人の責任に帰す鍵の紛失、ロッカーの破損などについて弁済の義務を負う。
6. 爆発物、危険物等保管に適さないと認められる物品の収容はこれを認めない。収容の疑いがあると判断される場合は、社会科学研究科は対象となるロッカーを開錠し収容物の撤去等の必要な措置をとる場合がある。
7. 修了、退学等による貸与期間の終了および使用の必要がなくなった場合は、社会科学総合学院事務所に速やかに鍵返却のうえロッカーを明け渡すものとする。
8. 更新未登録や修了、退学後にもかかわらずロッカーの明け渡しの無い場合は、社会科学総合学院事務所はロッカー収容物を撤去の上、社会科学総合学院事務所に一時保管する。
9. 撤去した収容物で返却の申し出のないものについては使用者が収容物に対する権利を放棄したものと見做し、遺失物法に準じ処分を行うものとする。

以 上